

自主管理点検記録票（犬猫の販売業）

月1回を目安に点検してください。

各チェックポイントについて、行っている場合には○を、行っていない場合には×を記入してください。
×の場合には、特記事項にその内容と対応について記入してください。

	チェックポイント	○×	特記事項
1	犬猫の飼養保管頭数は、第一種動物取扱業の登録を受けた事業所の取扱頭数内に収めている。		
2	犬猫の疾病予防、治療や寄生虫駆除等の健康管理を行っている。 1年以上飼養する犬猫に年1回健康診断を受けさせ、その診断書を5年間保管している。 犬猫の販売業に対する苦情の中で、最も多いのが動物の健康状態に関する内容です。病気の動物は、必要に応じて動物病院を受診し、回復するまで他の犬猫と隔離して健康管理を行いましょう。		
3	犬猫のケージには、給水器を設置し、常に清潔な水を飲めるようにしている。 ケージ内に給水器がない、給水器の水が空になっている、水が汚れているといった苦情が寄せられています。ケージ内の様子は、こまめに確認しましょう。		
4	犬猫のケージは、分離型ケージ又は一体型ケージの基準を満たしている。 法改正により犬猫のケージ基準が厳しくなって以降、基準を満たしていないのではという苦情が多くなっています。犬猫の体長・体高によって必要なケージサイズが異なりますので、注意しましょう。		
5	定期的に清掃・消毒を行い、汚物、残さ等を適切に処理している。 従業員の方は臭いに慣れてしまっている場合がありますが、清掃状況や悪臭に関する苦情が多く寄せられています。施設内を清潔に保ちましょう。		
6	犬猫の鳴き声等による騒音に留意し、必要に応じて防音対策を行っている。 鳴き声に関する苦情は、早朝・深夜の鳴き声や、多頭飼育によるものが多いです。給餌や清掃の時間は、周辺に配慮して設定しましょう。 必要に応じて防音工事等を行いましょう。 多頭飼育による鳴き声で改善が難しい場合、動物の数を減らすことを検討しましょう。		
7	販売する前に事業所で2日間以上、健康状態を確認している。		
8	販売に当たり、事業所で犬猫の状態を顧客に見せ、その犬猫の情報（18項目）を文書を交付して説明している。顧客からは説明を受けた旨の署名等をもらっている。 購入後に「寄生虫に感染していた」、「病気を発症したが説明を受けていない」等の苦情が多く寄せられています。病歴は正しく丁寧に説明しましょう。		
9	1日1回以上、施設の清掃、消毒、保守点検を行い、動物の数や健康状態等を確認して「飼養施設及び動物の点検状況記録台帳」に記録している。		
10	個体ごとに犬猫の所有から販売までの法律で定められている事項を「動物に関する帳簿」等に記録している。		
11	犬猫を繁殖させた場合は、繁殖の実施状況を「繁殖実施状況記録台帳」に記録している。		
12	インターネット（SNS含む）、チラシ等で広告する場合は、必要な8項目を記載している。 ①氏名又は名称 ②事業所の名称 ③事業所の所在地 ④第一種動物取扱業の種別 ⑤登録番号 ⑥登録年月日 ⑦登録の有効期間の末日 ⑧動物取扱責任者の氏名		

※前年度に取り扱った動物の数を記載した動物販売業者等定期報告届出書は、4/1から5/30までに動物愛護相談センターへ提出してください。